

広島県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年二月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下御領新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市神辺町大字道上字起二一七〇番一地从 から 福山市神辺町大字道上字中谷二〇四二番二地 先まで		六・〇〇〇 一・〇〇〇		一八〇・〇〇	
	一・一・五〇〇 一六・五〇〇			一八〇・〇〇	拡幅